

VRTC ネットサービス契約約款



株式会社ブイ・アールテクノセンター

VRTCネットサービス契約約款

平成16年4月1日制定

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ブイ・アールテクノセンター（以下「当社」といいます）はVRTCネットサービス契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これによりVRTCネットサービスを提供いたします。

第2条（約款の変更）

当社は、この本約款を、契約者の承諾を得ることなく変更することができるものとする。本約款が変更された場合のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後のVRTCネットサービス契約約款によります。

第3条（通知および同意の方法）

当社から契約者への通知は、本約款に別段に定めのある場合を除き、本サービス経由の電子メール、本サービス上の一般掲示、またはその当社が適当と認める方法により行われるものとします。

2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、利用者の電子メールアドレス宛に発信し、利用者の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって利用者への通知が完了したものとみなします。利用者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、利用者がそのサーバーに配置された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して、確認することをいいます

3. 第1項の通知が本サービス上の一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービス上に掲示され、利用者が本サービスにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって利用者への通知が完了したものとみなします

4. 当社は、上記いずれかの方法により利用者へ通知を行った場合、通知日より30日の経路をもって、同通知の内容について利用者の同意を得たものとみなします。但し、利用者より通知内容について、通知日より30日以内に書面をもって異議申し立てがあった場合は、この限りではありません。

第2章 サービス提供

第4条（サービスの種類）

VRTCネットサービスの種類及びその内容については、別表1のとおりとします。

第5条（利用態様の制限）

契約者が、VRTCネットサービス契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名及びインターネットアドレスは当社が指定します。

2. 契約者は、前項に基づき指定した以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用してVRTCネットサービスを利用することはできません。

第3章 契約の成立等

第6条（契約の申込等）

VRTCネットサービスの利用を希望する人（以下「利用希望者」という）は、本約款を承諾していただいた上で、利用希望者が20歳以上の場合、当社が別途指定する所定の手続きに従って、本人が利用者契約当事者として利用契約締結を申し込みます。利用希望者が18歳以上20歳未満の場合、本人が利用者契約当事者として当社が別途指定する所定の手続きに従って利用者契約を申し込みますが、当社が別途指定する書面により、親権者の同意を得ることが必要です。また18歳未満の場合、当社が別途指定する利用申込書により、親権者が利用者契約当事者として利用者契約締結を申し込みます。上記の要件を充足しない申し込みは、有効な申し込みとはならず、利用者契約は成立いたしません。

2. また、本サービスは無線送受信機器装置を用い、利用者回線の一部区間に無線を利用して高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式を使用する方式（以下無線アクセス方式という）を使用することから無線アクセス方式に起因する事象{降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物（電波障害を含む）等}により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が

全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます）が発生することがあることを承諾の上、利用申し込みをしていただきます。

3. 当社は本サービス契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って契約の締結を行います

第7条（契約の成立）

当社は、利用希望者が、利用者契約の申し込みを行い、当社がこれを承諾した場合、利用者契約の申し込みを受領した日付に遡り、利用者契約が成立したものとみなします。

2. 当社は、次の各号に該当する場合は、契約の申込を承諾しないことがあります。

（1）利用希望者が日本国外に居住する場合

（2）利用希望者が過去に契約約款違反等により、利用者資格の取消が行われている場合

（3）契約の申込書に虚偽、誤記又は記入もれがあったとき

（4）法人名や団体名等、個人名以外による申し込みの場合

（5）申込人が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人にいずれかであり、利用申込の際に法定代理人、後見人、保佐人もしくは補助人からの同意を得ていなかった場合

（6）その他、当社が利用希望者を利用者とするを不適当と判断する場合

（7）卸電気通信役務提供者の事情により、当社がV R T C ネットサービスを提供するための電気通信設備の提供が受けられないとき

（8）申込者がV R T C ネットサービスの契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき

（9）V R T C ネットサービスにおいてサービスの提供又は技術上著しく困難なとき

（10）申込者が当社またはV R T C ネットサービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき

（11）本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき

（12）本サービス契約の申し込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

（13）当社が実施する机上シミュレーションの結果において不感地帯と判定された場合

（14）V R T C ネットサービス提供地域外からの申し込みの場合、または当社もしくは当社の指定工事会社の調査により無線電波の到達信号が低く、安定的なサービス提供が難しい地区からの申し込みの場合

（15）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

第8条（利用期間）

V R T C ネットサービスの利用期間は契約者より解約の申し出がない場合、契約成立の月を基準月とし1ヶ年とします。

2. 前各号における利用期間の更新は、契約者の申し出のない場合自動更新とします。

第9条（登録内容の変更）

利用者は、利用申込において、届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届出を当社に行うものとします。

2. 利用者は、前項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

3. 利用者は、利用者指定の銀行の預金口座振替に利用する金融機関の口座番号等の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社に申し込むものとします。

4. 当社は、前項の変更申込があった場合には、第6条及び第7条の規定に準じて取り扱います。

5. 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、変更を承諾した月の翌月の初日からの本サービスの利用について変更された事項を適用します。

第4章 IDの発行

第10条（ID及びパスワードの管理）

利用者は、利用申込後、当社が利用者に付与する、ユーザーID及びパスワードの管理責任を負うものとします。

2. 利用者は、第11条で規定する場合を除き、ユーザーID及びパスワードを第三者に利用させたり、または貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。

3. ユーザーID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

4. 利用者は、ユーザーID及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により、連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第11条（本サービスの家族利用）

利用者は、利用者の同居の家族（以下「家族利用人」という）に限りユーザーID、パスワード及び本サービスを利用させることができます。その場合、利用者は以下の義務及び責任を負うものとします。

2. 利用者は、家族利用人に本約款を遵守させる義務を負うものであり、家族利用人の本サービス利用における一切の責任を負うものとします。

3. 利用者は、家族利用人が第三者等に損害を与えた場合は、利用者が責任を持って対処し当社を完全に免責せしめるものとします。

第5章 契約者の責務等

第12条（情報の管理）

契約者は、V R T C ネットサービスを利用して受信し、送信する情報については、V R T C ネットサービスの設備又は故障によるその消失を防止するための措置をとっていただきます。

第13条（電気通信回線）

常時接続サービス及び常時接続サービスに係る回線および設備は、契約者において電気通信事業者と別途契約するものとし、又必要となる費用はその契約に従い利用者が支払うものとします。

第6章 利用料金及び支払方法

第14条（利用料金等）

V R T C ネットサービスの料金は、契約者が指定する設置場所における通信機器へのV R T C ネットサービス開通を、当社の技術認定した工事施工業者が確認し、当社に通知された日を含む月の翌月初日を起算日とし、解約するまでの期間、別表2に定めるとおりの利用料金の支払いを要します。

2. 本契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合には、解除または解約がなされた月の月末までのサービス料をお支払いいただくものとします。なお、本約款に別段の定めがある場合を除き、第21条に基づく契約解除の場合についてはサービス料の支払い対象期間中はV R T C ネットサービスを利用することができるものとします。

3. 当社は、月額固定料金など月次の自動更新契約となる利用料金の変更は、利用者に30日以上前の事前の通知を出すことにより、改定することができるものとします。また、利用者は、自らの責任において、利用料金の変更通知を確認する義務を有しており、利用料金に変更された後に、利用者が本サービス又は該当するサービス契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとします。

第15条（料金の支払方法）

1. 契約者は、V R T C ネットサービスの利用料金を、当社が指定する日までに当社が指定する次の各号の方法のいずれかで支払うものとします。

(1) 当社提携銀行預金口座振替

(2) その他当社が定める方法

2. 利用料金の支払いが預金口座からの振替による場合、料金は本サービスを利用した月の翌月12日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に契約者指定の口座から引落されるものとします。

第16条（遅延損害金）

契約者は、V R T C ネットサービスの利用料金の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について日歩4銭（年率14.6%）の割合で算出した額の遅延損害金を支払うものとし、支払方法は第15条に準用します。但し、当該債務が支払日の翌日から10日以内に支払われた場合はこの限りではありません。

第17条（消費税）

契約者が当社に対しV R T C ネットサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により消費税が賦課されるときは、契約者は、当該支払い債務を支払う際に課税される消費税相当額を併せて支払うものとします。

第7章 サービスの利用停止等

第18条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生または発生のおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、V R T C ネットサービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第19条（サービスの中止・中断）

当社は、次の各号に該当するときは、V R T C ネットサービスの運営を中止中断できるものとします。

- （1）本サービスのシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合
- （2）戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
- （3）その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合
- （4）サービスの提供が技術的に困難または不可能となった場合
- （5）無線アクセス装置の移設又は障害物等によって、本サービスの利用ができなくなったとき

2. 当社は、前項の規定により、本サービスの運営を中止中断するときは、あらかじめその旨を利用者に通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合、利用者に通知することなく本サービスを中止中断することがあります。

3. 当社は、本サービスの中止中断などの発生により、利用者又は第3者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第20条（利用の停止）

当社は、利用者が次の各号に該当するときは、V R T C ネットサービスの提供を停止することがあります。

- (1) V R T C ネットサービスの債務の支払いを怠ったとき
 - （1-1）引き落とし日に入金を確認できない場合は、書面による通知後、翌月引き落とし日に繰り越し、上乘せして請求いたします。
 - （1-2）翌月の引き落とし日に上乘せ金額を含めた入金を確認できない場合は、本サービスを停止いたします。
- (2) 第7条の2項、第13条又は第28条に違反したとき
- (3) 誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は違法にV R T C ネットサービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてV R T C ネットサービスを利用したとき
- (5) 前各号のほか、本約款の規定に違反する行為で当社の通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

第8章 契約の解除

第21条（利用者が行う解約）

利用者が利用者契約の解除（以下この条において「解約」という）を希望する場合には、月末をもって解約するものとし、解約希望月の20日までに所定の書式にて当社に届け出るものとし、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料

金等の払い戻し義務を一切負わないとともに、利用者が解約に伴って、当社に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。

2. 解約に伴う無線送受信機器の撤去費用については利用者が通信事業者との打ち合わせの上、これを支払うものとします。

第22条（当社が行う解約）

利用者が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を中断または取り消すことができるものとします。また、利用者資格が取り消された場合、当該利用者は、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料金等の払い戻し義務を一切負わないものとします

- (1) 利用申込において、虚偽の申告をおこなったことが判明した場合
- (2) 第28条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (3) 料金等の支払い債務の履行遅延又は不履行があった場合
- (3-1) 3ヶ月連続して引き落とし日に入金が確認できない場合は利用者契約を解除します
- (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- (5) 金融機関等により、利用者の指定した支払口座の利用が停止された場合
- (6) その他、本約款に違反した場合
- (7) その他、利用者として不適切と当社が判断した場合

第9章 責任

第23条（責任）

当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同程度の状態にある場合。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）継続した場合、当社は、その請求があった契約者に対し利用料金の基本料金に利用不能時間を720時間で除した数（小数点以下3桁までを有効とし4桁以下は切り捨てます）を乗じて算出した額を本サービスの利用金額の基本料金から減額します。

2. 電気通信事業者の責めに帰すべき事由を原因として利用不能状態が生じたことにより契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対しその請求に基づき、当社が電気通信事業者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます）を限度として、損害の賠償をいたします。

3. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額に当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第10章 一般条項

第24条（権利譲渡の禁止）

契約者がV R T Cネットサービスの提供を受ける権利は、第三者に委託若しくは譲渡することができません。

第25条（ユーザー情報の利用）

利用者は、利用申込の際又は利用者が本サービスを利用する過程で当社に提供する氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、メールアドレス等利用者を認識もしくは特定できる情報（以下「ユーザー情報」という）を、当社が、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める場合に、利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします。

- (1) 利用者が、ユーザー情報の開示について同意している場合
- (2) 当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報（利用者の個人が特定できない情報群）を開示する場合
- (3) 当社に対して、法令により、あるいは、法令に基づきユーザー情報の開示が求められた場合

(4) 弁護士法第23条により開示が求められた場合で、かつ本約款第28条に定める禁止事項に該当する事由があると、当社が合理的に判断した場合

(5) 当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するため、ユーザー情報開示の必要がある場合

第26条(利用前の準備)

利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な端末、ソフトウェア等、並びに利用者宅に設置する無線送受信機器等設備スペース及び必要となる電源を準備するものとします

第27条(サービスの運営)

当社は、本サービスの運営に関し、完全かつ独自の裁量を有しており、以下の項目を実施することができるものとします。

2. 当社は、本サービスの運営上で必要と思われる場合、利用者からの本サービスの利用を監視し、本サービスのアクセスや利用を制限することができます

3. 当社は、本サービスの運営上で必要と思われる場合、利用者からアップロードされたファイルや情報などを削除することができます

4. 当社は、本サービスの運営上で必要と思われるその他の一切の処置を任意に行う権限を有しているものとします。また利用者は当社が行う一切の処置に関して、なんらかの請求権を取得することはないものとします

第28条(禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の利用者、第三者もしくは当社の著作権又はその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者もしくは当社の財産又はプライバシーを侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (3) 上記(1)(2)の他、他の利用者、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、および与えるおそれのある行為
- (4) 他の利用者、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為、もしくはそのおそれのある行為
- (7) 選挙運動期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (9) ユーザーIDおよびパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引および業務提供誘引販売取引およびその他の目的で不特定多数に大量のメールを送信(スパムメール)する行為
- (12) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (13) その他、当社が不適切と判断する行為

第29条(所有権)

当社は、本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号又は提携会社が提供するサービスおよびそれに付随する技術全般は、当社が提供するサービスおよびそれに付随する技術全般は、当社に帰属するものとします

2. 利用者が本サービスにアップロードした情報又はファイルについて、当社は一切の保証を行うものではないことを同意するとともに当社が完全且つ独自の裁量を有しており必要に応じて削除等を行えることに同意するものとします。また利用者は当社に対し、なんらの請求もしないものとします。

3. 利用者は、アップロードした情報又はファイルについて生じたすべての法的責任を負うものとします

第30条(著作権)

利用者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるいかなる情報又はファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的利用の範囲外使用をすることはできないものとします。

2. 利用者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第3者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる情報又はファイルについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。

3. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合においても免責し、損害を与えないものとします。

第31条（免責事項）

当社は、本サービスのサービス内容、および利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

2. 本サービスのサービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した利用者又は第3者の損害について、別途定めがある場合を除いて、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 本サービスで付与するインターネットアドレスはプライベートアドレスとし、インターネットへの接続経路上でアドレス変換を行うため、一部のアプリケーションサービスは利用できない場合があります。

4. データ伝送速度については、その通信速度を保証するものではありません。

付則

この契約約款は平成16年4月1日から実施します。

別表1 VRTCネットサービスの種類とその内容

別表2 利用料金

（別表1） VRTCネットサービスの種類とその内容

名称：VRTCネットサービス

電気通信事業者が提供する通信設備を使用し、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。

速度品目：無線LANによるベストエフォートサービス

（別表2） 利用料金

1. 基本料金

VRTC ネットサービス

品目	内容	料金(月額)
VRTC ネット無線 LAN コース	無線 LAN 接続(ベストエフォート) インターネットメールアドレス 3 個まで ホスティングサービス 100MB まで(平成 16 年 4 月より実施予定)	2,940 円(税込)

オプション

品目	内容	料金価格	備考
オプション 1 (グローバル IP アドレス付与サービス)	初期費用	2,940 円(税込)	
	月額費用	9,975 円(税込)	
オプション 2 (メールアドレス追加サービス) 3 個を超えて 3 個毎	月額費用	315 円(税込)	1 単位(メールボックス容量 10MB、 アドレスは「~@iw.vrtc.net」になります)